

# 深刻な事態が続く福島原発事故 守れ子供たちを、原発で働く人びとを、そして日本を

2011年5月10日

核戦争を防止する埼玉県医師・歯科医師の会 代表委員 大場 敏明  
” 雪田 慎二

唯一の被爆国日本で、被爆者の診療などをつうじて放射線被害の悲惨さを知る医師として、また産業医活動に従事し、労働者の健康管理・労働環境保全の重要性を熟知する医師として、人類史上未曾有の難局にある福島原発の事故に関し、緊急声明を出すものである。

特に、被曝に弱い子供たちと、命がけで原発の「破局」を防いでいる働く人びとの生命・健康を優先した対策を貫き、東日本に壊滅的被害を引き起こす「破局」を回避する為に、あらゆる対策を取るよう切望する。

政府、東京電力及び関係諸機関に対し、下記事項を緊急に要望する。

## 1、子供たちの被曝を避けるよう緊急の対策を

4月19日、文科省は「学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトを基準」とした通知を出した。

現在、福島県による県内の小・中学校等における放射線モニタリングによれば、労働災害防止のための法律である労働安全衛生法の「放射線管理区域」(0.6マイクロシーベルト/時以上、年では5.2ミリシーベルト以上)に相当する学校が75%以上も存在している。これは、生活や校庭使用などには好ましくないと判断される状態であり、そこで、文科省は、何と危険な高汚染レベルの現実に合わせた基準を作ってしまったのである。この年20ミリシーベルトとは、放射線業務に従事する労働者に対しての「放射線管理区域」基準(18歳未満の作業は禁止となる)の、実に約6倍もの緩い基準である。

そもそも体内被曝を軽視しがちな国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告ですら、あらゆる被ばくは達成可能な限り低減すべきで、一般住民の線量限度は自然放射線と医療行為による放射線を別として、年間1ミリシーベルトと定めている。一方、小児では放射線への感受性が3~5倍位高いと言われており、少なくとも成人の3~5分の1以下の基準でなければならない。原発労働者が白血病を発症し労災認定を受けている線量に匹敵する年20ミリシーベルトを、子供たちに押し付けようとするのは、まさに非人道的な基準といわざるをえない。

また、学校敷地、通学路、公園など子供の生活空間・敷地についても、校庭と同等の汚染状況が危惧されている。そして30km圏外でも、飯館村や川俣町などでも、高汚染レベルが続いている。

この中で、放射線汚染から、福島の子供たちを守ることは、福島県民を守ることにつながり、そして全国の子供たち・日本国民を守ることに、つながるのである。

以下要望する。

- ① 4月19日の文科省通知「学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトを基準とする」の撤回を求める。
- ② より低い基準値の設定と、学校敷地、通学路、公園など子供の生活空間・敷地については、早急なる汚染土壌の除去作業を行い、被害軽減の対策を進めることを要求する。
- ③ 30km圏外でも高レベルの汚染の飯館村や川俣町、いわき市などに対しては、緊急対策として幼児・妊婦の疎開などに政府は責任をとり、そのために経済的支援を用意すべきである。(SPEEDIの発表によれば、放射能の拡散は同周円により設定された避難地域と異っており、一刻も早い避難対策をとるべきである。発表を遅らせたことは論外で容認できないが、今後はあらゆる情報公開を速やかに行うべきである。)

## 2、原発で働く人びとの生命・健康を優先した対策を

最後の一线のところ「破局」を防いでいる原発労働者は、極めて非人間的な過酷な労働環境の下におかれている。高濃度の放射線汚染に晒され、過度の

緊張を強いられる長時間の作業である。また、休息・睡眠を保障するには全く不十分な宿泊施設で、緊張・疲労は極限状態にあり、作業環境・生活環境は最悪な状況になっている。

この中で、東京電力及び政府は、事故後、原発労働者の緊急時被曝線量の基準を、現行法(労働安全衛生法)の5年で100ミリシーベルト以下から、2.5倍の250ミリシーベルトに引き上げる改悪を検討していた。しかし各方面からの批判で取り下げたが、一年間の被曝は50ミリシーベルトを越えないとの原則は、福島原発では適応しない(他の原発では今までどうり適応)としてしまった。

しかも、東京電力は、労働者に線量計を持たせずに作業させたり、放射線管理者が立ち会うことなく労働者に緊急時作業を行わせ、又女性作業員の被曝を1ヶ月近くも放置し、女性労働者の基準3ヶ月5ミリシーベルトを超える被曝をさせたこと等、事故現場での被曝管理は、極めてずさんで許し難いものになっている。

現状は、もし一歩間違えば、「破局」状況に陥ってしまうという人類史上初めての過酷な福島原発事故で、何とんでもなく悲惨な事態である。当面提示されている東電の工程表どおりに確実・安全に作業をすすめていくには、危機的状況であればある程、安全衛生の保全と作業環境の整備が極めて重要である。もし工程表どおり進まない場合は、次善の策への転換や、さらに長期化する可能性も含めて、国内外の全ての叡智を結集して、万全の体制を構築する必要がある。その前提が、過酷な事故の最前線で、働く労働者の健康管理と労働環境の整備に万全を期す事だと、再度強調したい。そして、この原発労働者を守ることが、再度の大地震・津波・台風被害への万全な対策とともに、「破局」即ち東日本の壊滅的被害を防ぐことにつながる最大の保障でもある。

以下要望する。

- ① 現行法(労働安全衛生法)の5年間100ミリシーベルトおよび、年50ミリシーベルト以下の基準を遵守し、線量限度超えの労働者や下請け孫請け労働者も含めて放射線作業以外での就業を補償すること。
- ② すべての現場作業員について、線量計を携帯させるなど、厳格な放射線管理を行うこと。
- ③ 全ての原発労働者に健康管理手帳を早急に交付し、精神的ケアを含めた健康管理を行うこと。
- ④ 劣悪な状況で事故処理に当たっている労働者の生活環境を改善すること。  
事故発生後2ヶ月が経とうとしている。今進めている現場の懸命の努力によっても、残念ながら未だ冷温停止に至っておらず、予断を許さない状況が続いている。とにかく冷却作業を続けなければならないし、放射線汚染物の放出・漏洩を増加させない防止対策も重要である。そして、次の大地震・大津波・台風など更なる危機が襲ってきても冷却作業などが守られるように、強固な防潮堤などの可能な限りの対策も急ぐべきである。

東電の発表した工程表に基づき、各地での6~12カ月の累積線量の推移を複数シミュレーションし、詳細なハザードマップを作成することも重要である。その際、気象庁は、風速や風向きの変化の資料など参考になるデータを全て提供し協力すべきである。また、万が一の「破局」に陥った場合のハザードマップ作成と、それに応じた緊急対応策の提示も急がれる。最悪のシナリオを想定してこそ、それへの備えも出来るのである。

なお5月6日菅首相が、福島第一原発以上に危険性が指摘されていた浜岡原発の全炉停止を中部電力に要請した。そして5月9日中部電力は、その受け入れを決定した。我々は、この首相と中部電力の英断を支持するとともに、これを第一歩として、さらに「脱原発」へ大きく転換していくよう、強く要請する。

以上